

○三条地域水道用水供給企業団公印規程

昭和50年 7月29日

規程第1号

改正 昭和58年 8月29日 規程第1号

平成 7年 4月 1日 規程第1号

平成 8年 3月 8日 規程第7号

（目的）

第1条 この規程は、三条地域水道用水供給企業団における公印の管理及び使用その他公印に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（公印の種類）

第2条 公印は、職印及び局印の2種類とする。

（公印の名称等）

第3条 公印の名称、印材、書体、寸法及び用途は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 公印のひな形は、別表第2に掲げるとおりとする。

（公印の管理）

第4条 公印の管理に関する事務は、次に掲げるとおりとし、事務局長がこれを行う。

- (1) 公印の登録
- (2) 公印の管守
- (3) 公印の新調及び改刻
- (4) 公印の廃棄処分
- (5) その他公印に関し必要な事項

（公印台帳）

第5条 事務局長は、公印台帳を備え、公印の新調、改刻又は廃止のつど必要事項を記入し、整理しなければならない。

（管理方法）

第6条 公印は、常に錠をつけた容器に納めて保管しなければならない。

2 公印は、特に事務局長の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出すことができない。

（公印の使用）

第7条 公印を使用するときは、押印しようとする文書にその原議を添え、公印管理者の審査を受けなければならない。

附 則

この規程は、公示の日から施行し、昭和50年4月25日から適用する。

附 則 (昭和58年8月29日規程第1号)

この規程は、昭和58年9月1日から実施する。

附 則 (平成7年4月1日規程第1号)

この規程は、平成7年4月1日から実施する。

附 則 (平成8年3月8日規程第7号)

この規程は、平成8年4月1日から実施する。

別表第1 (第3条関係)

職印

公印の名称	印材	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	ひな形 番号
企業長之印	つげ	てん書	方21	企業長名をもって する文書	(1)
事務局長之印	〃	〃	方21	事務局長名をもつ てする文書	(2)
企業出納員印	〃	〃	方21	企業出納員名をも ってする領収書	(3)
企業長職務代理者印	〃	〃	方21	企業長職務代理者 名をもってする文 書	(4)

局印

公印の名称	印材	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	ひな形 番号
企業団之印	つげ	てん書	方24	企業団名をもって する文書	(1)

別表第2（第3条関係）

職印

三 条 地 域
水 道 用 水 供
給 企 業 団 企
業 長 之 印

(1)

三 条 地 域
水 道 用 水 供
給 企 業 団 事
務 局 長 之 印

(2)

三 条 地 域
水 道 用 水 供
給 企 業 団 企
業 出 納 員 印

(3)

三 条 地 域 水 道
用 水 供 給 企 業
団 企 業 長 職
務 代 理 者 印

(4)

局印

三 条 地 域
水 道 用 水
供 給 企
業 団 之 印

(1)